

公益社団法人岐阜県都市整備協会  
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県都市整備協会（以下「本協会」という。）定款第26条の規定に基づき、本協会の役員等の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 役員等の報酬は、常勤理事（常勤である理事をいう。以下同じ。）にあつては月額報酬及び賞与とし、非常勤役員等（常勤理事以外の理事及び監事をいう。以下同じ。）については、日当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、月額で通勤手当を支給することができる。

(事業年度の報酬総額)

第3条 前条第1項に規定する報酬は、事業年度ごとに1名につき別表に定める総額を上限とする。

(月額報酬及び賞与の算定方法)

第4条 常勤理事の月額報酬及び賞与は、別表に定める総額の範囲内において総会で決定する。

2 新たに常勤理事に就任した者には、日割計算により、その日から月額報酬を支給する。

3 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、日割計算により、その日までの月額報酬を支給する。

4 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

5 月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

(通勤手当の算定方法)

第5条 通勤手当は、本協会の職員の給与及び勤務時間に関する規則に基づき支払うものとする。

(非常勤日当の算定方法)

第6条 非常勤役員等の日当は、別表に定める総額の範囲内において、1日当たり1万円とする。

2 前項に定める日当のほか、非常勤役員等には、本協会の旅費規程に基づき費用弁償することができる。

(支給方法)

第7条 役員等の報酬及び通勤手当は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 役員等がその報酬及び通勤手当につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

3 役員等の報酬及び通勤手当の支給日は、本協会の職員の給与及び勤務時間に関する規則第5条の規定に準ずる。ただし、非常勤役員等の日当については、理事会等の開催の都度速やかに支払うものとする。

(変更)

第8条 この規程は、総会の決議によって変更することができる。

#### 附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、令和8年6月1日から施行する。

別表（事業年度の報酬総額上限額）

役員等の区分	事業年度ごとの報酬総額（上限）
常勤理事	900万円
非常勤役員等	20万円